

広島県教育委員会告示第六号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十六条第一項の規定によつて、昭和二十四年広島縣教育委員会告示第二十三號で指定し、令和元年広島県教育委員会告示第五号で地域を追加して指定した広島県史跡松本古墳について、次のとおり地域を追加して指定する。

令和五年六月十二日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

所在地	地 域
福山市神村町	字城ノ元六九七番、六九八番二、六九九番、七〇〇番五、七〇一番一、七〇二番四